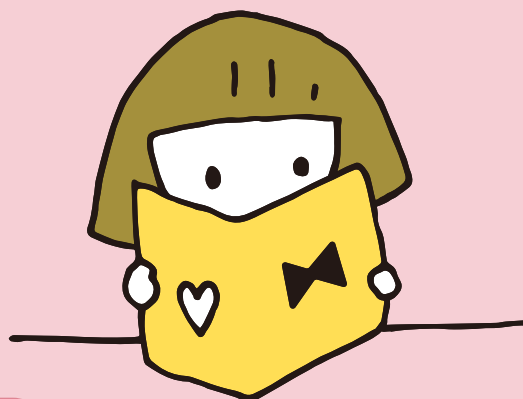




令和8（2026）年6月版

一時保育



生後6か月から
就学前
まで

清水口保育園

南山保育園

複合型子育て支援施設

送迎ステーション・ひなた保育園ふおるてしろい併設

ご利用になる皆さまへ

このしおりは、一時保育を利用するうえで重要な書類です。
必ずよくお読みいただき、ご理解されたうえで申請してください。
また、ご利用が終了するまで、大切に保管してください。





information

利用に関するお問い合わせは
利用する施設へ直接ご連絡ください。

平日 9:00～16:00

清水口保育園 491-8082

南山保育園 491-1413

複合型子育て支援施設 404-3290

※送迎ステーション・ひなた保育園ふおるてしろい併設

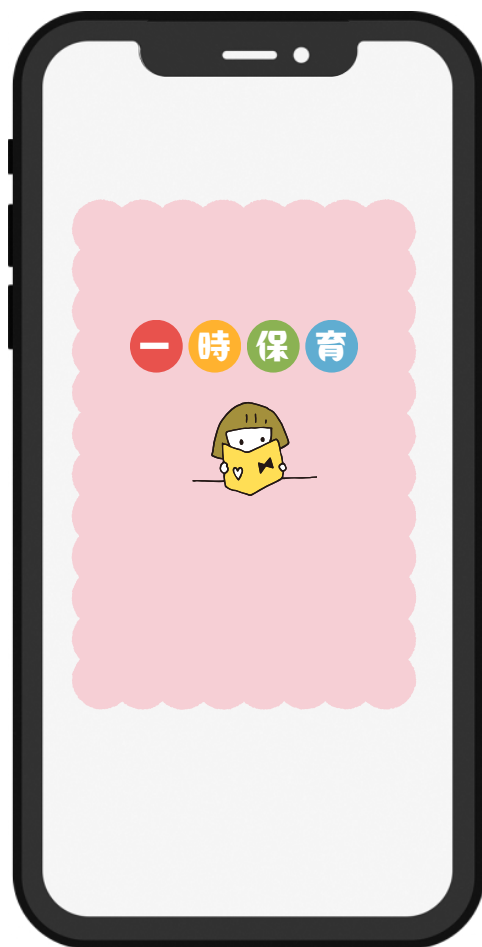
申請はすべて オンラインで

白井市LINE公式アカウント

- 1 利用者・お子さま情報登録
- 2 事前面談の申込み
- 3 利用の申請
- 4 予約状況の確認
- 5 予約のキャンセル

白井市では、情報配信の強化を目的に、LINE公式アカウントを開設・運用しています。

プロフィールや受信したい情報を登録することで、受信設定に合わせた情報をお届けするほか、各種申請が簡単に行えるサービスなどの機能をご利用いただけます。



友だち登録はこちら

shiroi_city



<https://www.city.shiroi.chiba.jp/shisei/koho/LINE/13059.html>





目次

一時保育事業について

利用できるお子さま	5
利用できる理由と限度日数	5
施設一覧	6
施設の所在地	6

申請について

利用までの流れ（非定型的保育）	7
利用までの流れ（緊急保育・私的事由保育）	8
利用までの流れ（緊急で保育が必要となった場合）	9
予約のキャンセル	9
随時申請	9
申請にあたって必要な書類	10
身分事項などに変更がある場合の手続き	10

費用について

利用者負担軽減	11
---------	----

幼児教育・保育の無償化について

必要書類	12
保育を必要とする事由を証する書類	12
お子さまや世帯の状況により必要となる書類	14
マイナンバー確認資料	14
保育を必要とする事由に変更がある場合の手続きに	15

施設からのお知らせ

用意するもの	17
弁当（弁当・離乳食・おやつ）を持参する場合	18
服装	18

地域の子育て支援

ファミリー・サポート・センター	19
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいのひろば）	19
こども誰でも通園制度	20

一時保育事業について

保護者の傷病等により一時的に家庭での保育が困難となることや、保護者がリフレッシュしたいときなど、育児などに伴う負担を解消するため、お子さまを一時的に保育する事業です。

利用できるお子さま

以下のすべての項目に該当する必要があります。

- ① 白井市在住である（里帰りによる利用も対象となる場合があります）
- ② 満6か月から就学前までである
- ③ 保育所等（保育所、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育事業）を利用していない

利用できる理由と限度日数

利用できる月ごとに、お子さま一人につき15日を限度として利用できます。

ただし、継続的に家庭保育が困難であることを確認できる書類（▶10ページ参照）を提出した場合は、15日を超えて利用することができます。

また、複数の理由や施設を利用することができますが、その場合についても、合算して15日が限度となります。

種類	対象のお子さま
非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、就学等により継続的に家庭保育が困難となるお子さま
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭 その他社会的にやむを得ない事由により、家庭保育が困難となるお子さま
私的事由保育	保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担の解消その他の私的事由により、 一時的に保育が必要となるお子さま

施設一覧

No.	施設名称	所在地	開所時間	定員
		電話番号 市外局番 (047)	問い合わせは 平日9:00～16:00	
①	清水口保育園(キッズ)	清水口2-8-1	平日 8:30～16:30	1日あたり おおむね10人
		491-8082	土曜日 非定型的保育 ・緊急保育のみ 8:30～12:30	
②	南山保育園(くれよん)	南山1-7-1	平日 8:30～16:30	
		491-1413		
③	複合型子育て支援施設 ※送迎ステーション ・ひなた保育園ふおるて しろい併設	根476-1	平日 水曜日を除く 10:00～13:30	
		404-3290	水曜日 10:00～12:00	

施設の所在地



申請について

事前面談及び利用の申請は、原則、予約システム（白井市LINE公式アカウント）から行います。

利用までの流れ（非定型的保育）

初 回	友だち登録	白井市LINE公式アカウントを友だち登録します。（▶3ページ参照） お子さま一人につき、アカウントは一つまでとなります。
	情報登録	保護者・お子さまの情報を登録します。
	必要書類の準備	必要書類を準備します。（▶10ページ参照） 複数の施設を利用する場合は、あらかじめ写しを取ります。
初めて利用する施設の場合	事前面談申込み	利用月を基準に、2か月前の1日から面談日の2週間までに申し込みます。
	事前面談	お子さまと利用施設を訪問し、必要書類の提出と事前面談を行います。
都 度	利用申請	利用月を基準に、2か月前の1～10日までに申請します。
	利用決定	利用月を基準に、2か月前の20日頃、予約システムから結果通知が届きます。
	利用	保育に必要なものを持ち、お子さまと利用施設を訪問します。

利用までの流れ（緊急保育・私的事由保育）

初 回	友だち登録	白井市LINE公式アカウントを友だち登録します。（▶3ページ参照） お子さま一人につき、アカウントは一つまでとなります。
	情報登録	保護者・お子さまの情報を登録します。
	必要書類の準備	必要書類を準備します。（▶10ページ参照） 複数の施設を利用する場合は、あらかじめ写しを取ります。
初めて利用する施設の場合	事前面談申込み	利用月を基準に、2か月前の1日から面談日の2週間までに申し込みます。
	事前面談	お子さまと利用施設を訪問し、必要書類の提出と事前面談を行います。
都 度	利用申請	利用月を基準に、1か月前の1～10日までに申請します。
	利用決定	利用月を基準に、1か月前の20日頃、予約システムから結果通知が届きます。
	利用	保育に必要なものを持ち、お子さまと利用施設を訪問します。

緊急で保育が必要となった場合

緊急時には、利用日の前日または当日に申請を受け付けることができます場合があります。
詳しくは、電話でお問い合わせください。

予約のキャンセル

利用予定日2日前の23時59分までに、予約システムにより取消しを行ってください。
以降は、電話により連絡してください。

随時申請

定員に空きがある場合は、随時申請を受け付けます。
期間は、利用月を基準に1か月前の20日から利用日の2営業日前の正午までです。
予約システムにより申込みを行ってください。

申請にあたって必要な書類

事前面談の際、父母及びお子さまに係る以下の書類を持参してください。
各種様式は、白井市のホームページからダウンロードまたは利用施設で取得できます。
市役所での配布は行っていません。

白井市のホームページ

<https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kenko/hoikuka/gyoumuannnai/jik006/jik010/1421159806883.html>

ダウンロードは
こちらから



対象	必要書類
全員	【指定様式】児童調査票 【指定様式】家庭状況調査票兼災害時引き渡し票
非定型的保育を理由に利用する場合	継続的に家庭保育が困難であることを確認できる書類 (例) - シフト表 - 雇用契約書 - 勤務条件通知書 - 就労証明書 - 在学証明書 - 時間割の写し
緊急保育を理由に15日を超えて利用する場合	継続的に家庭保育が困難であることを確認できる書類 (例) - 診断書 - 母子手帳の写し
外国籍の場合	在留カードの写し（両面）
費用の免除・減免を受ける場合	（▶11ページ参照）
無償化の対象となる場合	（▶12ページ参照）

身分事項などに変更がある場合の手続き

住所や連絡先、家族構成等、身分事項に変更が生じた場合は、施設にお申し出ください。

費用について

一時保育の利用に係る費用は、以下のとおりです。お迎えの際に、施設にお支払いください。

利用料（1時間あたり）	昼食代
300円	300円

利用者負担軽減

- 世帯の状況により、利用料の免除・減額を受けられる場合があります（昼食代は免除・減額の対象にはなりません。）。減免を受ける場合は、下表をご確認のうえ、必要な手続きを行ってください。
 - 審査後に決定通知書を送付しますので、事業を利用する際に施設に提示してください。
- ※受けられる免除・減額によって、手続きや提示が不要場合があります。詳細は下の表で確認してください。

対象	必要手続き	1時間あたりの費用
多子軽減 同一の世帯に属する2人以上のお子さまが同一の日において同一の施設を利用する場合（最年長者を除く）	手続きは不要です。	150円
生活保護世帯	受給者証を施設に提示してください。	0円
- 住民税非課税世帯 - 住民税所得割合算額77,101円未満世帯	以下の書類を提出してください。 - 白井市一時保育費用減免申請書 - 令和7年9月から令和8年8月利用希望で、令和7年1月1日に白井市に住民登録がない場合、父母の令和7年度住民税（非）課税証明書（所得割額と所得控除の合計額が記載のもの） - 令和8年9月から令和9年8月利用希望で、令和8年1月1日に白井市に住民登録がない場合、父母の令和8年度住民税（非）課税証明書（所得割額と所得控除の合計額が記載のもの）	100円
要支援家庭 ※市が特に支援が必要と認めた世帯	以下の書類を提出してください。 白井市一時保育費用減免申請書	

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、保育の必要性の認定を受ける3～5歳（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）のお子さまと、保育の必要性の認定を受ける住民税非課税世帯の0～2歳（満3歳になった後の3月31日まで）のお子さまの利用料の無償化が開始しました。

利用料は一度保護者が負担し、後日、払い戻しを受けます。

請求方法等については、4～9月利用分は9月末、10～3月利用分は3月末頃に、利用施設を通してお知らせがあります。

必要書類

無償化の対象となるには、利用前に必要書類を初めて利用する施設を通して市に申請し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

なお、必要書類は個人情報保護のため、封入・封緘のうえ提出してください。

認定区分・対象	上限額	必要書類
新2号認定 保育の必要性の認定を受ける 3～5歳児	月額3.7万円まで	- 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 - 保育を必要とする事由を証する書類（▶12～13ページ参照）
新3号認定 保育の必要性の認定を受ける 住民税非課税世帯の 0～2歳児	月額4.2万円まで	- 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 - 保育を必要とする事由を証する書類（▶12～13ページ参照） - お子さまや世帯の状況により必要となる書類（▶14ページ参照）

保育を必要とする事由を証する書類

保育の必要性の認定の要件については、保育所等の利用と同等の要件となります。

保育を必要とする事由	認定の有効期間	必要書類
就労（月64時間以上の勤務）	事由や状況による	【指定書式】就労証明書 （シフト勤務の場合は直近1か月のシフト表を添付） ■自営業の場合は、以下の書類のいずれかの写しを就労証明書に添付 ◇既に自営業を開始している場合 開業届、確定申告書、業務委託契約書、収入を証明できるもの（要相談）等 ◇これから自営業を開始する場合 開業届、業務委託契約書等、e-tax受信通知、電子申請等証明書等 ※ご準備できない場合は保育課までお問い合わせください。
妊娠、出産	出産月を基準に前2か月と、 出産日から数えて57日目 が属する月の末日まで	■母子健康手帳の写し （表紙及び出産予定日が記載のページ）

保育を必要とする事由	認定の有効期間	必要書類
保護者の疾病、障がい	事由や状況による	■ ①、②の書類いずれか ①医師の診断書 ※市指定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。 ②障害者手帳、療育手帳の写し ※身体障害者手帳 7 級は事由にあたりません。
在宅または長期入院等している親族の介護・看護（月64時間以上の保育の必要性）	事由や状況による	■ 医師の診断書 ※市指定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用ください。 ■ ご家族の状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している 1 日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。
災害復旧	事由や状況による	■ 罹災証明書 ■ 災害状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」をご記載ください。
求職活動（起業準備や申込月の就労先が不明な方、転職を考えている方を含む）	60日	■ 必要書類はありません
就学（職業訓練校における職業訓練を含む、月64時間以上の就学での保育必要量）	事由や状況による	■ 在学証明書、時間割の写し（両方の提出が必要です。）
虐待やDVのおそれがある	事由や状況による	■ 保育課にお問い合わせください。
上記以外の場合	事由や状況による	■ 保育課にお問い合わせください。

お子さまや世帯の状況により必要となる書類

該当する項目が複数ある場合は、必要書類をすべて提出する必要があります。

対象	必要書類
令和7年9月から令和8年8月利用希望で、 令和7年1月1日に白井市に住民登録がない	• 父母の令和7年度住民税（非）課税証明書（所得割額と所得控除の合計額が記載のもの）
令和8年9月から令和9年8月利用希望で、 令和8年1月1日に白井市に住民登録がない	• 父母の令和8年度住民税（非）課税証明書（所得割額と所得控除の合計額が記載のもの）

マイナンバー確認資料

マイナンバー確認・身元確認は、申込保護者1名のみ必要となります。

対象	必要書類				
マイナンバーカードをお持ちの場合	• マイナンバーカードの写し（両面）				
マイナンバーカードをお持ちでない場合	• マイナンバー確認書類の写し（両面）、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し • 身元確認書類の写し <table border="1"> <tr> <td>1点確認</td><td>運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者カード</td></tr> <tr> <td>2点確認</td><td>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</td></tr> </table>	1点確認	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者カード	2点確認	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
1点確認	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者カード				
2点確認	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書				

保育を必要とする事由に変更がある場合の手続き

保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、以下の書類を提出する必要があります。

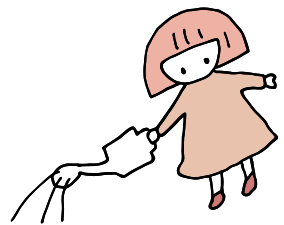
変更の適用日は、事実発生日または変更届出書提出日のいずれか遅い日とします。

なお、年に一度、保育を必要とする事由を満たしているか、現況届により確認します。提出方法等については、利用施設を通してお知らせがあります。

変更内容		必要書類		
		変更届出書 第13号様式	就労証明書	添付書類
住所変更		○		
保護者の連絡先		○		
保護者またはお子さまの氏名		○		
家族構成	保護者の婚姻（未婚の同居を含む）	○	○ （相手方）	
	保護者の離婚（離婚調停中の別居を含む）	○		離婚届受理証明書または戸籍謄本
	上記以外	○		
就労（就職、転職、勤務時間の変更など）		○	○	自営業の場合は、開業届、確定申告書、業務委託契約書、収入を証明できるもの
妊娠、出産	出産予定日がわかったとき	○		母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記載ページの写し
	出産後			母子健康手帳の出生届出済証明の記載ページ

変更内容		必要書類		
		変更届出書 第13号様式	就労証明書	添付書類
育児休業	取得	○	○	就労証明書に育児休業期間を記載
	延長	○	○	就労証明書に育児休業期間を記載
	復帰	○	○	就労証明書に育児休業期間及び復職年月日を記載
災害復旧		○		• 罹災証明書 • 災害状況についての申立書（任意の様式に「住所」「保護者氏名」「お子さまの氏名」「お子さまの生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」を記載のこと。）
求職活動（起業準備を含む）		○		なし
就学（職業訓練校における職業訓練を含む、月64時間以上の就学）		○		• 在学証明書の写し • 時間割の写し

施設からのお知らせ



用意するもの

利用する当日は、年齢や利用時間帯に合わせ、以下のものを持参する必要があります。
すべての持ち物に、必ず記名してください。

施設名称	年齢	用意するもの
清水口保育園 南山保育園	0～2歳	- 食事用品（食事用エプロン、おしぼり、コップまたはマグ） - 着替え一式2組程度 - ビニール袋（汚れもの入れ） - ループタオル - おむつ5組程度・おしり拭き - 昼寝用品(大判タオル（シーツ用）、バスタオル上掛けなど) - 弁当・離乳食など（持参する場合は下記「弁当などを持参する場合」を参照） - 粉ミルク（1回ごとに分け、量を記入する） - 哺乳瓶 飲む見込みの本数 7～9月中旬頃は、浴用のフェイスタオル1枚
	3～5歳	- 食事用品（コップ、おしぼり） - 着替え一式2組（洋服上下、下着、パンツ、靴下） - ビニール袋（汚れもの入れ） - ループタオル - 昼寝用品(大判タオル(シーツ用)、バスタオル上掛けなど) - 弁当など（持参する場合は下記「弁当などを持参する場合」を参照） 7～9月中旬頃は、浴用のフェイスタオル1枚
複合型子育て支援施設 ※送迎ステーション・ひなた保育園ふおるてしらい併設	0～2歳	- 食事用品（食事用エプロン1枚、おしぼり） - ベビー用マグなど水分補給できるもの（中身は飲み慣れているもの） - 着替え一式2組程度 - ビニール袋（汚れもの入れ） - おむつ3組以上・おしり拭き - 昼寝用品（バスタオル上掛け、長座布団など） - 帽子 - 弁当・離乳食など（持参する場合は下記「弁当などを持参する場合」を参照） - 粉ミルク（1回ごとに分け、量を記入する） - 哺乳瓶 飲む見込みの本数
	3～5歳	- 食事用品（おしぼり） - 水筒（お子さまが扱えるもの、中身は水かお茶） - 着替え一式1組（洋服上下、下着、パンツ、靴下） - ビニール袋（汚れもの入れ） - 帽子 - 弁当など（持参する場合は下記「弁当などを持参する場合」を参照）



弁当など（弁当・離乳食・おやつ）を持参する場合

アレルギー対応食及び土曜日に利用される方への給食は、提供していません。
弁当などを持参する場合は、以下の事項について確認してください。

弁当	- 家庭で食べたことがあるものを用意してください。 - お子さまの発達に合わせた食材を使用してください。 - 当日の朝、加熱調理したものを用意してください。 - おかずや果物は食べやすいように小さめに切ったものを用意してください。 - 果物は弁当と別容器に入れてください。 - ミニトマト・ぶどう・うずらの卵など球状のものは、1/4（大きさにより1/2）に切ってください。 - キャンディチーズは入れないでください。 - ピックは使用しないでください。 - 保冷剤を入れてください。 - 弁当・コップ・スプーン・フォークなどは、まとめて袋に入れてください。
離乳食	- 市販のものを用意してください。お湯を注いだり、電子レンジ等での加熱はできません。 - 箱（パック）ごと持参してください。 - 家庭で使用しているスプーンを用意してください。 - 持ち帰り用のビニール袋を用意してください。
おやつ	- 煎餅やクッキーなど、干菓子を用意してください。 - 個包装のものはすべて袋から出し、食べきれる量をタッパーに入れてください。 - チョコレートやチョコレートが入っている菓子は、持参しないでください。

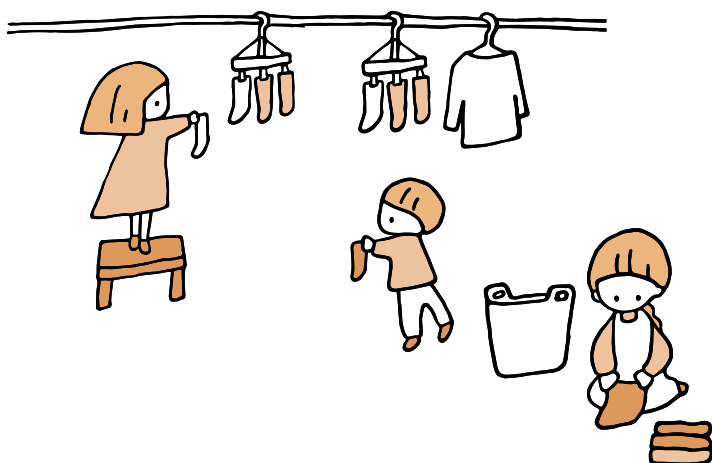
服装

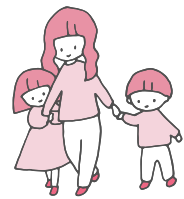
汚れてもよいものを用意してください。

お子さまがご自身で着脱しやすいもの、保育士が着脱させやすいものを用意してください。

安全管理の観点から、スパンコールやビーズが付いているもの、吊りの衣服、後ろボタン、裾が長いもの、フード付きのものを身に着けての利用はしないでください。

髪ゴムは飾りのないもので、シリコンゴムは使用しないでください。





一時保育以外の子育て支援

市では、一時保育のほかに、子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を実施しています。

ファミリー・サポート・センター

子育て中の家庭への支援として、市内で、育児の手助けが出来る方と育児の手助けを必要とする方を対象とした会員組織です。

会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さまをもつ家庭を支援します。

利用会員

市内在住・在勤で生後6か月から小学6年生までの子育てをしている方

利用料金

1時間あたり700円から（曜日や時間帯により異なります）

問い合わせ・事前登録

平日9:00～17:00

ファミリー・サポート・センター（保健福祉センター3階 健康子ども部 子育て支援課内）

電話番号 047-491-8277

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいのひろば）

保育所等の「子育て機能」を、園の利用者だけではなく地域の家庭にも役立てていただき、ゆとりある子育てを支援するものです。

他の親子との交流をはじめ、子育てに関する悩み相談や情報交換、親子で参加できる催しなど幅広い活動を行います。そのほか、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターが定期的に訪問するなど、ニーズに合った育児情報を受け取ることができます。

利用対象

子育て家庭の保護者とそのお子さま（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）

妊婦さんとそのご家族

施設一覧

名称	所在地 電話番号	開設日時	駐車場	駐輪場
清水口保育園 スマイル	清水口2-8-1 047-491-8201	月～土曜日（土曜日は第2・第4の午前のみ開設） 9:00～12:00/13:30～15:30	なし	なし
南山保育園 ふれんど	南山1-7-1 047-491-1131	月～土曜日（土曜日は第1・第3の午前のみ開設） 9:00～12:00/13:30～15:30	あり	あり
はなぶさ保育園 ドリーム☆ポケット	大山口2-2-4 047-497-7872	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	なし	あり
白井ふじこども園 いづみ	富士239-1 070-1431-4339	月・水・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり
こざくら保育園 こざくらキッズ	根1832-1 047-401-8383	月・水・金曜日 9:30～12:00/13:00～15:30	あり	あり
ひまわりこども園 ひまわりルーム	折立618-10 047-491-8384	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり





乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満までの子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、1か月あたり10時間まで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

利用対象

保育所等に在籍していない、0歳6か月から満3歳未満までのお子さま

※保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所

実施施設・実施方法等

詳細は、白井市のホームページをご確認ください。

Memo

Blank lined paper with horizontal dashed lines for writing.

